

## 衛生診断：鋳物工場等〔新規じん肺発症〕

### 環境・健康

当社の労働衛生コンサルタントが、新たにじん肺の有所見者が発生した4事業所について、労働災害特別安全衛生診断事業の衛生診断を行なったところ、新規じん肺有所見者の作業場でのB測定（最も高濃度となると思われる作業位置での測定）の最近5回の結果は、第1管理区分が8割を占めていました。

上記4事業所での作業環境測定から考えられる、作業環境測定結果が「第1管理区分」でのじん肺発症の要因について、下記の表に示しました。じん肺などの職業性疾病を予防するには、作業環境測定だけでは不十分であり、個人ばく露モニタリングなどにより、作業環境測定を補完する必要があります。

作業環境「第1管理区分」でのじん肺発症の要因

特性	要因	備考
1.作業環境濃度の測定（場の測定）	・作業環境測定に反映されにくい局所的な粉じんばく露	・作業環境測定はばく露濃度の測定ではない
2.定常作業時に測定	・トラブル時の設備内立入時の粉じんばく露（日常的、頻繁）	・トラブル時の作業など非定常作業は測定の対象外
3.測定の時間的制約	・測定とタイミングが合わない間けつ作業などでの粉じんばく露	・1単位作業場測定時間：1時間以上（通常1時間）
4.各測定点が固定	・自動化生産ラインでの、同一作業者の複数の単位作業場での粉じんばく露（累積ばく露）	・各A測定点は固定、B測定点は状況によって作業者ととも移動（当社）

### kes サポート

課題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
有害物質の体外ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気設備の改善・設置
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育